【 会 議 録 】(概要)

日時:平成 20 年 11 月 16 日 (日) 15:00~17:00

会議名	越谷市自治基本条例審議会	場所	越谷市役所本庁舎 5 階
	第1部会 第11回会議		第2委員会室
件名	協議事項		
議題	(1)住民投票について		
	(2)地域環境について		
資料等	有 無		
出席者	出席委員 出席委員 田部井部会長、小川副部会長、伊藤委員、越野委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、森木委員、山口委員、渡邉委員、櫻井(慶)会長(11名) 欠席委員 なし 事務局 中山企画課副主幹、鈴木同主事(2名) 支援者:特定非営利活動法人越谷NPOセンター(1名) 傍聴者 0名		
内 容	別紙 主な意見による		

合意・決定事項等

・住民投票

委員私案 1 を元に、委員私案 2 の 3 項を付け加える。「非常設型で請求権のある者は有権者、投票権のある者は、越谷市に住所を有する 18 歳以上とする」が主な内容。

· 地域環境

委員私案3を元に文言を修正。構造案では第6章に位置付けているが、第3章におくなど、章建 ての上位におくことを運営・調整委員会に提案する。

・次回検討事項

今回の論議を踏まえて訂正した「住民投票」、「地域環境」の文言を再度、検討・確認する。また、 市民・コミュニティは、委員作成のたたき台(委員私案4~6)をもとに検討する。

主な意見

住民投票について

- ・委員私案 1 は、だれの 50 分の 1 以上の連署によるのか書かれていないので、「有権者」とした方がよい。 多数が賛同。
- ・住民投票の結果を尊重するのは、市長と市議会だけでなく、住民もそうあらねばならないのではない か。
- ・請求権をもつ人の規定と、投票権をもつ人の規定は、別であってもよい。条例に何も書かないと投票権をもつ人の年齢は地方自治法に基づいて 20 歳以上と住民は思ってしまうので、年齢をはっきり書いた方がいい。
- ・投票権をもつ人は16歳以上でよい。
- ・投票権をもつ人は、自分の子どもをみていても 16 歳では無理である。高校生ぐらいからものごとを考え始めるのを懇談会でも感じた。だから、高校を卒業して社会人として働き始める 18 歳以上がよい。
- ・18 歳以上に選挙権を与えている国も多く、憲法改正の国民投票も18歳以上なので、投票権は18歳以上でよい。 多数が替同。
- ・外国籍の人は、請求権や投票権はあるのか。
- ・地方自治法を尊重し、請求権がある者は 20 歳以上の有権者とするが、投票権をもつ人は 18 歳以上としたらよいと思う。投票権は「日本人」にこだわらず、委員私案 2 にあるように「越谷市内に住所地を持つ者」で良いと思う。つまり外国人登録をした外国籍の人は投票権をもつ 多数の委員が賛同。
- ・第9回の会議で、第1部会では非常設型に決まったので、委員私案1を基本にしてよいと思う。 多数が賛同。

地域環境について

- ・第6章を2条にわけた。一つは基本理念、一つはその具体的なやり方とした。
- ・「協働による豊かな地域環境を創造するために」という条には、「自然、人、歴史・文化・産業」の3 項があげられているが、産業は別に項を起こした方がよい。 多数が賛同。
- ・「誰もが働きやすいまちづくりをすすめます」とあるが、この項では自然環境と産業との調和にふれる べきではないか。
- ・産業の項を起こし「産業の発展と地域環境との調和をはかり、持続可能で、誰もが働きやすいまちづくりをすすめます」ではどうだろうか。 多数が賛同。
- ・「人」という概念は、他の「自然、歴史・文化」と並ぶのだろうか。人の「生活環境」のことをいって いるのか。
- ・「人」の項でいいたいのは、「人間関係が良いまちでありたい」ということだから、「生活」ではなく「人間関係」と言い換えた方がふさわしい。
- ・条文にした場合、それぞれの文章に主語がない。
- ・それぞれ「市民と市は」を主語にしたらどうか。 多数が賛同。
- ・越谷市の自治基本条例の特徴にしたいということなのに、第6章では目立たない。
- ・越谷市では「水と緑と太陽に恵まれた」を目標に掲げており、地域環境の章にはその内容も含まれる と思うので、総論の後のほうがよい。
- ・地域環境の章の順番は、第2章の後が良い。 多数が賛同

以上